

一般社団法人 宇治青年会議所
運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人宇治青年会議所定款に基づき、その事業推進を図るため組織運営等に関する細部について定める。

第 2 章 例 会

(開 催 日)

第 2 条 例会は、原則として毎月 1 回第 2 水曜日に開催する。但し、開催日については理事会の決議により変更することができる。

第 3 章 役 員 等

(種 類)

第 3 条 会議所に次の役員等を置く。

- (1) 理事長 1 名
 - (2) 直前理事長 1 名
 - (3) 副理事長 2 名以上 5 名以内
 - (4) 専務理事 1 名
 - (5) 理事 6 名以上 11 名以内 (理事長、副理事長、専務理事を含む)
 - (6) 監事 2 名
2. 前項の他、必要に応じ、室長を置くことができる。
その場合、[前](#)第 5 号の理事の中から、理事長が任命する。

(顧 問)

第 4 条 前条の他、次の役員を置くことができる。

- (1) 特別顧問
 - (2) 財政顧問
 - (3) その他顧問
2. 特別顧問は、会議所の理事長経験者から理事長が推薦し理事会の承認を得て選任されるものとする。
3. 財政顧問は、公認会計士及び法人の会計に詳しい者を理事長が推薦し、理事会の承認を得て推薦されるものとする。
4. その他顧問は理事長が会議所の運営上、必要と認めたとき、名称及び職務を含め、理事会の選任を得て選任されるものとする。
5. 特別顧問、財政顧問及びその他顧問は、会議所の正会員でなければならない。

(職 務)

第 5 条 役員の職務については、定款の定める所務のほか次のとおりとする。

2. 理事長は、次の職務を有する。

- (1) 会議所を代表し所務を総理する。
- (2) 会議所の事業計画の立案及び実施。
- (3) 会議所に関する長期計画の企画並びに立案。
- (4) 総会、理事会、正副理事長会議の議長となる。
- (5) 委員会の職務分掌を調整する。
- (6) 総務、財務に関する一切の事務及び事務局の管理を行い、会議所の事務を円滑にならしめる。
- (7) 会議所を代表し、主務官庁、関係団体及び来訪者に対する折衝並びに応接。
- (8) 定期的に所信を發表する。
- (9) 日本青年会議所及び、会議所の対外的活動の関する一切の問題を処理する。

3. 直前理事長

- (1) 理事長経験を生かし、所務について必要な助言を行う。
- (2) 理事会及び各種会合に出席し、意見を述べることができる。但し、理事会における議決権を有しない。

4. 副理事長

- (1) 理事長を補佐し、所務をつかさどり、理事長に万一事故あるときは、その職務を代行する。
- (2) 担当委員会を分掌する。

5. 専務理事

- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、所務をつかさどり、かつ事務局を掌握する。
- (2) 正副理事長会議及び理事会を総括する。
- (3) 担当委員会を分掌する。

6. 理事

- (1) 理事会において決議を行う。
- (2) 理事長を補佐し所務を分掌する。

7. 監事

- (1) 会議所の業務の執行及び会計の状況を監査し、民法第59条に規定する職務を行う。
- (2) 理事会及び各種会合に出席し、意見を述べることができる。但し、理事会における議決権を有しない。
- (3) 会議所の運営が適正に行われるための助言を行う。

8. 特別顧問

- (1) 理事長経験を生かし、所務において必要な助言を行う。
- (2) 理事会及び各種会合に出席し、意見を述べることができる。但し、理事会における議決権を有しない。

9. 財政顧問

- (1) 経験を生かし、所務についての必要な助言を行う。
- (2) 理事会及び各種会合に出席し、意見を述べることができる。但し、理事会における議決権を有しない。

第 4 章 正副理事長会議

(構成)

第 6 条 会議所の正副理事長会議は理事長、副理事長、専務理事をもって構成する。
直前理事長、監事、顧問は正副理事長会議に出席して意見を述べることができる。

(招集)

第 7 条 正副理事長会議は、毎月 1 回以上理事長がこれを招集する。

(議長)

第 8 条 正副理事長会議の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(決議)

第 9 条 正副理事長会議はその構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その決議は原則として出席構成委員の総意をもってなす。

(決議事項)

第 10 条 正副理事長会議は、次の事項を協議及び審議し処理する。
理事会に提出する議案。
その他必要と認められた事項。

(議案の決議)

第 11 条 正副理事長会議に提出する議案は理事長が定める。但し、正副理事長会議の構成員が緊急の議案を提出することを妨げない。

(議事録)

第 12 条 正副理事長会議の議事録は、原則として総務委員会委員長が遅滞なく作成しなければならない。

- (1) 正副理事長会議の日時及び場所
- (2) 正副理事長会議出席者の名前
- (3) 決議事項
その他必要と認められた事項

第 5 章 理事会

(招集日)

第 13 条 理事長は定例理事会を原則として毎月 1 回第 1 水曜に招集する。
但し、予定者理事会の決議を得た場合に限り、次年度の定例曜日を変更することができる。

(決議事項)

第14条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び例会の招集並びに総会に提出すべき議案
 - (2) 総会において決議された事業計画に基づく事業の立案及びその運営に関する事項
 - (3) 総会において決議された予算執行に関する事項
 - (4) 委員会において協議された事項
 - (5) 会員の入会及び退会に関する事項（準会員、特別会員、賛助会員、名誉会員も含む）
 - (6) 借入金及び寄付に関する事項
 - (7) 諸規定の制定・変更に関する事項
 - (8) 協賛・後援等に関する事項
 - (9) 人事及び給与報酬に関する事項
 - (10) その他この会議所の運営に必要な事項
- 2 理事会に提出する議案は、必ず正副理事長会議を経たものに限る。但し、緊急ならびに重要事項は理事長決裁とする。

(決議事項の執行)

第15条 理事長は理事会において決裁した事項についてその具体的細目を定めこれを執行する。

(理事長の報告義務)

第16条 理事長は、次の事項を理事会に報告しなければならない。但し、他の理事に報告を代行させることができる。

- (1) 前理事会より当該理事会までの所務状況
- (2) 理事会において決定した事項の執行状況
- (3) 日本青年会議所、地区協議会、京都ブロック協議会の活動状況

(議事録)

第17条 理事会の議事録は、総務委員会が遅滞なく作成しなければならない。

- (1) 前項の議事録は、次回の理事会で承認を得なければならない。
- (2) 議事録は、出席理事の中より理事長が指名した2名によって署名を受けるものとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第18条 会議所はその目的達成のために必要な事業を調査研究し、又は実施するために委員会を設置する。

- 2 理事長は、委員会の名称、委員会数、委員会職務分掌を立案し理事会の承認を得て決定する。

(委員会の構成)

第19条 委員会の構成は、理事会において決定する。

- 2 委員長及び副委員長理事は、理事長が選任し理事会において決定する。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及びセクレタリー並びに委員をもって構成し、副委員長、セクレタリーは委員長が選任し理事会の承認を得て理事長が任命する。

(委員会の招集)

第20条 委員長は、委員会を月1回以上招集する。但し、理事長、担当副理事長及び委員長が必要と認める時、または、委員の過半数の請求があったときは委員長は速やかに委員会を招集しなければならない。

(協議決定)

第21条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立しその議事は出席委員の過半数をもって決定する。

(決定事項の執行)

第22条 委員会で協議した事項は、理事会の協議を経てこれを執行する。ただし、緊急やむを得ない場合は、例会若しくはそれに準ずる事業を除き理事長、副理事長の事前の承認を得て執行し直後の理事会で承認を得なければならない。

(報告)

- 第23条 各委員長は、委員会開催の都度、協議内容を速やかに議事録に作成し出席委員の中より委員長が指名した1名によって署名を受け、理事長、担当副理事長に報告をしなければならない。
- 2 各委員会は、事業終了後事業内容をすみやかに事業報告書により担当副理事長に報告しなければならない。

(オブザーバーの出席)

- 第24条 理事長、副理事長、専務理事、監事及び顧問は各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 委員長は、第1項以外の正会員の出席を求め意見を聞くことができる。

(委員会職務)

第25条 委員会内の職務分担は次の通りとする。

委員長

- ① 理事長所信に基づき委員会を運営し会務を総括する。
- ② 特に定める場合を除き委員会の議長。(委員会に特別出席のある場合は議長が冒頭で紹介する。)
- ③ 担当副理事長を補佐する。
- ④ 次回委員会の冒頭で決議、決定事項について議事録によって全員で承認する。

- ⑤ 理事会に担当副理事長を通じ議題を提出し、担当副理事長の指示に従い理事会の席上で、関係議題について趣旨説明を行う。
- ⑥ 各種大会に積極的に参加する。

副委員長

- ① 委員長を補佐し、万一事故あるときは職務を代行する。
- ② 事業計画の具体化のためにこれを担当し掌握し会務を執行する。
- ③ 事業計画をスムーズに行うための資料、文献、印刷物をセクレタリーと十分調整し委員会の事前準備をする。
- ④ 委員長と共に各種大会に積極的に参加する。

セクレタリー

(運営面)

- ① 委員会会場の確保及び事前準備、設営。
- ② 委員会案内状を作成し、事務局に発送依頼。(1. 理事長、2. 担当副理事長、3. 委員会委員、4. 監事)
- ③ 委員会議事録の作成及び発送

(総括面)

- ④ 委員会委員名簿の作成保管
- ⑤ 委員会委員の行動及び役割、性格の把握。
- ⑥ 委員会会務遂行に伴う資料の作成、印刷。
- ⑦ 委員会の冠婚葬祭に伴う連絡。
- ⑧ 各種セミナー参加のチェックと督促。

(会計面)

- ⑨ 委員会の年間予算の使用額の記帳確認。(会計台帳を作る)
- ⑩ 委員会会場費及び各会場費の支払い。
- ⑪ 委員会委員の冠婚葬祭費用の支払い。
- ⑫ 委員会備品の調達及び印刷費、資料等の請求書を事務局へ提出。
- ⑬ 事業計画遂行のためのスポンサーからの協賛費、寄付金等の導入及び事業報告、会計報告書の作成。

第 7 章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチームの設置)

第 26 条 理事長は、理事会の承認を得て前第 18 条に定める委員会のほかにプロジェクトチームを設け前記委員会で処理できない問題を担当させることができる。

(プロジェクトチームの解散)

第 27 条 プロジェクトチームは、その担当する事項を処理し、または設置の目的が消滅したときは、理事会の決議により解散する。

第 8 章 入会金・会費

(入会金・会費)

第 28 条 会員は、次の通り入会金、会費を納入しなければならない。

入会金 正会員 金 40,000円

会費 正会員 金 120,000円

(但し、2月入会以降の会員は、正会員の会費の12分の1を月額として支払う。)

2 特別会員の終身会費は正会員年会費と同額とする。

3 会費は、原則として会議所の請求にしたがって、2月に5分の3、4月6月に各5分の1ずつを納入しなければならない。尚、理事会の承認を得て他の方法で納入することを妨げない。準会員会費は、準会員入会后速やかに現金で一括に支払わなければならない。

4 第1項の入会金、第3項の特別会員会費の用途等は、別に定める基金規程による。

第 9 章 褒 賞

(褒 賞)

第 29 条 会議所は、青年会議所運動の高揚を図るために、別に定める褒賞規程により褒賞を行う。

第 10 章 雑 則

(定款変更の届け出)

第 30 条 会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、速やかに日本青年会議所へ届け出なければならない。

(事業報告書の届け出義務)

第 31 条 日本青年会議所会員資格規則第10条により本会議所の事業報告書を提出しなければならない。

2 会議所は、日本青年会議所定款及び諸規則に定める報告書を日本青年会議所が定める方法により提出しなければならない。

(改 廃)

第 32 条 この規定の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は1986年6月4日より実施する。

この規程は1987年1月1日より実施する。

この規程は1988年1月1日より実施する。

この規程は1989年1月1日より実施する。

この規程は1991年1月1日より実施する。

この規程は1991年2月26日より実施する。

この規程は1992年1月1日より実施する。

この規程は1993年1月1日より実施する。

この規程は1996年1月1日より実施する。

この規程は2001年1月1日より実施する。

この規程は2005年1月1日より実施する。